**令和４年度第１回府中市障害者差別解消支援地域連絡会議　会議録**

■日　時：令和４年１２月２２日（木）午前１０時

■場　所：府中市役所府中駅北第２庁舎　３階会議室

■出席者：（敬称略）

＜委員＞

河井文、長谷川敬祐、小野寺敏雄、渡辺里江子、竹内誠司、醍醐正幸

原郷史、築山忠泰、加賀美敦子、栗山惠久子、山下桐子、渡辺たき子

山元義剛、鈴木篤

＜事務局＞

障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐兼生活係長

障害者福祉課主査（３名）、障害者福祉課事務職員（１名）

障害者福祉課保健師（１名）

■議　事：

１．依頼状の伝達

２．課長挨拶

３．自己紹介

４．正副会長の選出

５．本連絡会議の役割について　　　　　　　【資料３、４、５、６】

６．議事

　（１）会議の公開等について

　（２）連絡会議の検討内容について　　　　　【資料７、８】

　（３）会議のスケジュールについて

　（４）その他

７．事務連絡等

■資　料：

【事前配布資料】

資料１　府中市障害者差別解消支援地域連絡会議委員名簿

資料２　席次表

資料３　府中市障害者差別解消支援地域連絡会議設置要綱

資料４　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

資料５　第７次府中市総合計画（抜粋）

資料６　令和４年度市政世論調査（抜粋）

資料７　会議の流れ（案）

資料８　事例提出様式の案

参考資料１　　　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（本文）

参考資料２－１　東京都の合理的配慮事例集

参考資料２－２　目黒区の合理的配慮事例集

参考資料２－３　相模原市の合理的配慮事例集

【当日配付資料】

次回日程アンケート

次年度日程アンケート

議事

■事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より令和４年度第１回府中市障害者差別解消支援地域連絡会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は概ね２時間程度を予定しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

※配布資料の確認を行った。

１．依頼状の伝達

■事務局

　次第の１、「依頼状の伝達」でございます。本来であれば市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので本日机上にご用意させていただきました。ご確認いただきますようお願いいたします。

２．課長挨拶

■事務局

　続きまして、府中市福祉保健部障害者福祉課長よりご挨拶申しあげます。課長お願いいたします。

■課長

　※障害者福祉課長が挨拶を行った

３．委員自己紹介

■事務局

　次第の３に移ります。本日が第１回ということでございますので、各委員より自己紹介をしていただきたいと思います。委員の所属、氏名、担当業務、どのような活動をしているかなどを簡単にご紹介くださいますようお願いします。それでは席次順にお願いいたします。

　※各委員より自己紹介を行った

■事務局

　続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

　※事務局の紹介を行った

４．正副会長の選出

■事務局

　次に、次第４に移ります。会長及び副会長の選出になります。本会議の設置要綱第４条では、会長は委員の互選となっております。委員の皆様の中で推薦はありますでしょうか。ご意見を賜りたいと思います。

■委員

　事務局案はありますでしょうか。

■事務局

　ただ今、事務局案をとのことでございましたが他の皆様はいかがでしょうか。ご異議がないようでしたら事務局案をお示しさせていただきます。

（異議なし）

■事務局

　ご異議がないようでございますので、事務局案でお願いいたします。恐れ入りますが、前方の正副会長席へお移り願います。

それでは、会長、副会長より一言ずつ挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

■会長

　ご推薦いただきまして、この度、会長をお受けすることになりました。先ほど、肢体不自由児者父母の会の会長ということで申しあげましたが、上部団体の関係で、内閣府の障害者政策委員会の委員を８年間務めておりました。そこで、差別解消法の基本方針についての議論にも加わってまいりましたので、多少は知識があるのではないかというところで皆さんと議論を深めていけたらと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

■副会長

　どうぞよろしくお願いいたします。先ほど申しあげました通りですが、府中市との関わりは薄いのですが、別の市ではこの関係のものや条例の策定にも関わっていたりします。その持っている知識をフルに活かしたいと思いますので、遠慮なくご質問等をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

５．本連絡会議の役割について

■事務局

次第の５本連絡会議の役割について簡単にご説明します。資料３、資料４、資料５、資料６をご覧ください。それぞれ本連絡会議の設置要綱、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称差別解消法の一部を改正する法律の概要、第７次府中市総合計画の抜粋、令和４年度市政世論調査の抜粋となっております。障害者差別解消法の全文及び一部を改正する法律の全文を参考資料１としてお配りしておりますのでご参考にしてください。資料３をご覧ください。本連絡会議は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の１７条に基づき設置されております。障害者差別解消法には障害者差別の解消と合理的配慮の提供、障害者差別に関する理解の促進について書かれています。合理的配慮は障害のある人から求められた場合に、事業者等の負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています。合理的配慮の提供は障害のある人と事業者等の直接のやり取りであり、事業者等によって対応のばらつきが生じることが予測されます。資料４にありますとおり、今まで事業者の合理的配慮は努力義務とされてきました。東京都の条例においては既に義務化されていましたが、国の法律においても今後は義務となり事業者が合理的配慮を求められる機会が増えてくることが予測されます。本連絡会議は生活の場である市内のさまざまな業種・立場の方と障害当事者やそのご家族の方などが集まり、どのような対応が差別に当たるのか、負担の重過ぎない対応とはどのようなものがあるかなど具体的に話し合い、その結果を広く地域で共有することで障害者差別の解消のための理解の促進を目指すものです。資料５として抜粋をお配りしておりますが、第７次府中市総合計画の障害者施策に差別の解消を挙げており、障害者差別解消事業として本連絡会議について事例の共有や意見交換、啓発ツールの作成等に取り組んでいくこととしています。また資料６の令和４年度市政世論調査では本連絡会議に期待することとして学校を利用した子供達への普及啓発、差別や合理的配慮の事例集やホームページ掲載などが上位に挙がっており、連絡会議の検討結果を広く共有・活用していくことが期待されております。

本連絡会議の任期は２年、年間の開催回数は２回を想定しております。本連絡会議では実際の事例を基に障害者差別や合理的配慮について話し合い、事例を基にした啓発ツールを作成することで広く周知することを目指します。この任期の会議では１つはこの会議に事例を提出する方法と具体的な周知の方法の検討。もう１つは出来れば実際に事例の検討も始められればと考えております。本連絡会議の役割についての説明は以上となります。

６．議事

■事務局

　続きまして次第６の議事に移ります。ここからは議事の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（１）会議の公開等について

■会長

はじめに、会議の公開等について事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局

　会議の公開についてですが、本会議では事例を取り扱うことを想定しております。提供事例は個人を特定出来ないように配慮いたしますが、検討の中で、ある程度詳細な情報がやりとりされる可能性が想定されます。従いまして、会議の傍聴は認めず会議録の開示のみとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■会長

　通常、こういった府中市で開催している会議は公開が原則ということで傍聴を認め、議事録をホームページ等で公開しているのですけれども、この会議体につきましては、かなり個人情報に関わることが予想されるということで、事務局側としては、会議の公開はせずに議事録のみの公開にしたいという意見でありました。当然、議事録の公開の際には個人名は伏せて公開になると思いますが、皆様からご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。反対の方はいらっしゃらないようなので、よろしいでしょうか。それでは事務局提案の通り会議は非公開、議事録は個人名を特定出来るようなものを伏せた状態で公開するということで皆さんにご承認いただきました。ありがとうございます。

（２）連絡会議の検討内容について

■会長

　（２）連絡会議の検討内容について事務局からご説明をお願いします。

■事務局

　連絡会議の検討内容についてご説明いたします。資料７、資料８をご覧ください。 資料７は事務局で検討した事例検討及び事例集作成の手順案でございます。事務局では事例の提供の書式の作成、市民や事業所からの事例提出の仕組み作り、ツールの作成といった事例を検討し、事例集に載せるまでの作業についてとその作業に並行して書式案ができましたら、実際に書式を用いて事例を集め検討していく作業の２つをできれば同時に進めて行く想定で作成しております。まずは委員の皆様のご関係の方々等から事例を収集させていただき、その事例を検討しつつ手順を確定し、いずれ広く市民、団体、事業者等から事例を提出してもらい、この会議で検討していければと考えて作成いたしました。皆様のご意見を賜りたいと存じます。また資料８ですが、事例を提出する際の書式の案を作成いたしました。庁内で使用している差別合理的配慮に関する相談集計表を参考として作成しております。必要に応じて追加で質問ができるよう、提出者の連絡先の欄を設けております。事例提出の書式についてもご検討をいただきたいと存じます。他の自治体の事例集を参考資料２としてお配りしております。活発なご意見をいただきたいので、２グループに分かれてご検討していただければと思います。よろしくお願いします。

■会長

　事務局からの説明が終わりました。資料７「会議の流れ」で提示されており、今回、皆様から事例を集めるということで書式の提案もされております。はじめに、今の事務局の説明に対してのご質問やご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

■委員

　資料８の一番下の「いただいた回答についてより詳しいお話を伺うかもしれません」のところに「連絡してよい連絡先」とありますが、この連絡先は事例を提出した委員の連絡先なのか、事例の人の連絡先なのか、関係団体の連絡先なのか、どれでしょうか。

■事務局

　事務局としては、事例を提出した方に対してこの提出していただいた事例をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思い、付けております。

■委員

　わかりました。ありがとうございます。

■会長

　他に何かご質問ありますか。

■委員

　この事例の提出方法や期日は区切って提出するのでしょうか。

■会長

　始めに検討するのは会議の流れとしてこれで良いのかということと用紙としてこれを使うとういうことで良いのかということです。この書式についてまずはご議論いただきたいということがあります。提出期限等についてはまた次の話題になるかと思いますが、いかがでしょうか。

■委員

　了解しました。

■会長

　事務局もそれでよろしいでしょうか。

■事務局

　事務局も、この提出用紙についてある程度完成していただいた上で、今後これを用いてどのように事例を収集していくかという議論に移っていければと思いますので、よろしくお願いします。

■会長

　他にご質問がありましたら伺いますがいかがでしょうか。

■委員

　ここの会議の場で話し合う事項として、資料８の修正案を出すのか、それとも事務局が事例集を作成するために必要な材料としての意見を出すという趣旨なのか、この会議に託される、期待される内容が少しわかりづらかったので、もう少し具体的に説明していただければと思います。

■会長

　事務局お願いします。

■事務局

　この会議で話し合っていただきたい趣旨としましては、広く合理的配慮等について、実際の現場の感覚も含めて話し合っていただいて、机上の話ではないより具体的で実行可能なものを事例集として作っていければと考えております。今後、その検討を重ねていくことで様々な事例が出てくることが想定され、それを積み重ねることで汎用性が高い、皆様がよく困る事をより近い内容で調べられるような事例集が出来上がるのではないかと考えるとともに、１つの相談事例そのものの検討ではなく、あくまでも実際にあった事例を事例集として完成させるために検討するということなので、相談の解決の場ではないですが、ここに提出することである程度のこういった解決方法があるという皆様の１つのツールとして活用できればと思っております。

■会長

　障害者差別解消法というものが障害当事者でさえ中身がよくわかっていないというのが現状であり、ましてや、事業者の方はほとんどわからないであろうということが前提にあると思っています。その中で、何が差別なのかということをお互いが認識し、差別を解消するためにお互いが歩み寄るための話し合いを重ねていく土壌を作るというのがおそらく本連絡会議の一番の目的であるというふうに私は認識しております。この２年間の任期中は試行錯誤でこれはどうなのというように、行ったり来たりの議論を重ねながらこれは差別に当たるかもしれないからみんなで一緒に考えましょうという、機運というのですかね。そういった土壌をみんなで作り上げていくために、お互いに抱えている困難事であるとか、解決してほしい方向性であるとかということをお互いが認識し合うことが非常に重要であるというふうに考えています。事務局もそのような考えをお持ちなのだろうと思っています。それを明確にしていくために、事例集のようなものを作っていくことで、その議論を重ねていく過程が皆さんにとって、とても重要なプロセスではないかというふうに考えているところだと思います。

■委員

ありがとうございました。資料だけをみると事例集を作成することが目的なのかと思ったのですが、今のお話であれば、ここで情報交換や話し合いをしながら情報共有をし、実際に事例集を今後まとめて作っていくのは事務局の障害者福祉課ということで、その基になるような話し合いをしていくという趣旨でよろしいですか。

■会長

　よろしいと思います。

■会長

他の委員の皆様にも共有できたでしょうか。そういう方向性で進めていただきたいと思います。それでは、事務局からグループ分けとの提案されておりますので、３０分強になりますが、皆さん移動していただいてこの中身についてご検討いただきたいと思います。時間が近くなりましたらお声がけさせていただきます。よろしくお願いします。

（グループに分かれての話し合い）

■会長

　活発にご議論いただいたと思います。時間になりましたので一旦ここでまとめさせていただきます。グループ毎に簡単に内容について、ご説明いただけたらと思います。

■委員

　Ａグループで話させていただいたのは、今日時点では具体的な委員の方達から事例が出てこないというよりは、枠組みの部分でどうしていったら良いかという話になりました。まず、１つ目で出たのが、合理的配慮や障害者差別について、私達もそうですし市民の方達、行政の方達含めてそもそも知らないというところで、そこの普及啓発の必要性というのは大きなテーマとして出ました。もう１つは、この書式なのですけれども、そもそも障害者差別や合理的配慮というのはどういったことを指すのかをもう少しわかりやすく理解してもらった上で、これも書けるという形になると良いのではないかという話でした。

■会長

　ありがとうございました。では、Ｂグループお願いいたします。

■副会長

Ｂグループの議論の中身を報告いたします。まず、資料８の用紙について、細かい話なのですけれども、こんな配慮があったら良いのにと思ったという否定的なところから始まるので、どちらかというと良かった事例を伝えていった方がいいのではないかということと、その下の方の自由記載欄の部分でいいところをこういうふうによく出来ましたということを書く欄がないので、工夫が必要なのではないかというお話がありました。２つ目としては、合理的配慮という言葉がとても固くて限定的に聞こえてしまうので、アンケートとして書こうと思った時になかなか当事者の方が書けないのではないかと、本当に困ったことみたいな形で集めた方が広く広がるのではないかという話がありました。少なくとも、合理的配慮の調査というのはタイトルとして固すぎるというお話もありましたので、この点については事務局に考え直してもらいたいと思います。３つ目ですけれども、これもアンケートの中身の話ですが、障害の種別ということが特記して書かれているところもあるのですが、なかなか当事者以外の方は書けるわけではないですし、当事者の方でも書きたくないという方もいらっしゃるので、そこについては自由記載にした方が良いのではないかという話がありました。４つ目は、アンケートの話とは別ですが、Ａグループと同じように合理的配慮という言葉、配慮という言葉が出ているが、果たしてそこからどういったイメージをするかというのは人それぞれなので、必ずしもわかりにくい部分があるので、周知・啓発が必要なのではないかという話がありました。

■会長

　補足はありますでしょうか。

■委員

　Ａグループで大事なことを伝え忘れました。こちらのアンケート、いろいろな種別の障害の方や、当事者にも書いていただくのであれば、わかりやすい表現にするだけではなく、ルビを振ったり、視覚障害の方にも対応したものにしていく必要もあるのではないかというのは出ました。

■会長

　ありがとうございました。各グループからの発表は以上で事務局から何かコメントありますか。よろしいですか。

■事務局

　活発なご意見ありがとうございます。皆様からいただいた意見等につきましては、こちらで検討し整理をさせていただいて、また皆様にお示しできるようにしていきたいと思います。

■会長

　よろしくお願いします。それでは議事の３に移ります。

３．会議のスケジュールについて

■会長

　議事の３「会議のスケジュールについて」、事務局からご説明お願いします。

■事務局

　今後のスケジュールにつきましては、今回たくさんのご意見をいただきまして、調査をする前段の啓発であるとか書類の作り方も含めまして、事務局でもう一度考え直すところも多いというふうに感じました。また、皆様からご意見を非常にたくさん出していただいておりますので、当初考えていたよりもじっくり検討していけるようにスケジュールを修正していければと考えております。開催の頻度等についても含めて事務局で再度検討したいと思います。

■副会長

　提案というか、書式については事務局で練り直していただいた方が良いと思うのですけれども、もし皆さんにご負担がないようであれば個別の事例でこんなのが合理的配慮とイメージしているものとか、上手くいかなくてこれはこの場でもお話してみたいとかというようなものを可能な範囲で挙げてもらうという作業も、書式は別にして口頭ベースで皆さん委員の方でやってもらった方が良いという気がしています。個別の事例をもってそもそもこの協議会のメンバーの中に合理的配慮のイメージがどれだけ乖離しているのか、正確に理解しているのかということも共通認識を持った方が良いと思いますのでいかがでしょう。義務ではなく持っていきたい人が持って来るという形だけでも結構だとは思いますが。

■会長

　事務局はいかがですか。事前に個別にこういった事例があるということを紹介するという意味でお出しするということで、事務局は丈夫でしょうか。加えて提案なのですが、この書式をメールでいただくと紙を印刷しなくて良いですし、記入する方も楽なので事務局もとりまとめするのがデータの方がやりやすいと思います。できればメールにアクセスできる環境のある委員に関しては、そういう取扱をしていただけたらと思いました。難しい方に関しては、個別に郵送等で事務局から対応していただきたいと思います。

４．その他

■会長

議事の４、「その他」になります。何かありましたらよろしくお願いします。

■委員

　佐賀県で起きた事件で、障害者と気付かれずに不審者と間違われ、暴行を受けて亡くなった事例を扱った短編ドキュメンタリー映画がインターネットで視聴できます。公開終了時期は不明ですが、見ていただけたらと思います。

■会長

この事例は、障害者団体の中でもかなり大きな問題として取り上げられましたので、是非一度ご覧いただければと個人的に思います。ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

（発言者なし）

■会長

　ないようですので、これで令和４年度第１回府中市障害者差別解消地域連絡会議を終了します。本日はどうもありがとうございました。